

平成19年第1回糸魚川市議会定例会会議録 第1号

平成19年2月26日(月曜日)

議事日程第1号

平成19年2月26日(月曜日)

午前10時00分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 所管事項調査について
- 日程第4 議案第43号
- 日程第5 議案第44号から同第52号まで
- 日程第6 議案第53号及び同第54号
- 日程第7 議案第1号
- 日程第8 議案第25号
- 日程第9 議案第27号
- 日程第10 議案第29号
- 日程第11 議案第2号から同第14号まで、議案第20号及び同第21号、議案第40号
- 日程第12 議案第15号及び同第16号、議案第23号及び同第24号、議案第35号から同第39号まで、議案第41号及び同第42号
- 日程第13 議案第17号から同第19号まで、議案第28号、議案第31号から同第34号まで
- 日程第14 議案第30号
- 日程第15 陳情第1号から同第3号まで

+

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 所管事項調査について
- 日程第4 議案第43号
- 日程第5 議案第44号から同第52号まで
- 日程第6 議案第53号及び同第54号
- 日程第7 議案第1号
- 日程第8 議案第25号

- 日程第9 議案第27号  
 日程第10 議案第29号  
 日程第11 議案第2号から同第14号まで、議案第20号及び同第21号、  
 議案第40号  
 日程第12 議案第15号及び同第16号、議案第23号及び同第24号、  
 議案第35号から同第39号まで、議案第41号及び同第42号  
 日程第13 議案第17号から同第19号まで、議案第28号、  
 議案第31号から同第34号まで  
 日程第14 議案第30号  
 日程第15 陳情第1号から同第3号まで

応招議員 29名

出席議員 28名

	1番	甲村聰君	2番	保坂悟君
	3番	笠原幸江君	4番	渡辺重雄君
	5番	中村実君	7番	平野久樹君
	8番	田原実君	9番	五十嵐哲夫君
+	10番	松尾徹郎君	11番	保坂良一君
	12番	高澤公君	13番	倉又稔君
	14番	久保田長門君	15番	大滝豊君
	16番	斉藤伸一君	17番	伊藤文博君
	18番	伊井澤一郎君	19番	鈴木文勢子君
	20番	猪又好郎君	21番	古畑浩一君
	22番	五十嵐健一郎君	23番	山田悟君
	25番	大矢弘君	26番	畑野久一君
	27番	野本信行君	28番	関原一郎君
	29番	新保峰孝君	30番	松田昇君

欠席議員 1名

24番 池亀宇太郎君

説明のため出席した者の職氏名

市長	米田 徹君	助役	栗林 雅博君
収入役	倉又 孝好君	総務企画部長	野本 忠一郎君
市民生活部長	小林 清吾君	建設産業部長	渡辺 和夫君
総務企画部次長	本間 政一君	企画財政課長	織田 義夫君
総務課長		青海事務所長	山崎 利行君
能生事務所長	小林 忠君	福祉事務所長	小掠 裕樹君
市民課長	田上 正一君	商工観光課長	田鹿 茂樹君
市民生活部次長	荻野 修君	建設課長	神喰 重信君
健康増進課長	早水 隆君	ガス水道局長	松沢 忠一君
農林水産課長	田村 邦夫君	教育長	小松 敏彦君
新幹線推進課長	吉岡 隆行君	教育委員会学校教育課長	月岡 茂久君
消防長	黒坂 系夫君		
教育委員会教育総務課長			
教育委員会教育次長		教育委員会文化振興課長	
生涯学習課長		歴史民俗資料館長兼務	
中央公民館長兼務	山岸 洋一君	長者ヶ原考古館長兼務	山岸 欽也君
市民図書館長兼務			
勤労青少年ホーム館長兼務			
監査委員事務局長	広川 亘君		

+

事務局出席職員

局長	斉藤 隆嗣君	次長	小林 武夫君
主査	松木 靖君		

午前10時00分 開議

議長（松尾徹郎君）

おはようございます。

これより平成19年第1回糸魚川市議会定例会を開会いたします。

欠席通告議員は、池亀宇太郎議員であります。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（松尾徹郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、7番、平野久樹議員、17番、伊藤文博議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定

議長（松尾徹郎君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期については、去る2月19日に議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

大矢 弘議会運営委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

大矢委員長。〔25番 大矢 弘君登壇〕

25番（大矢 弘君）

おはようございます。

去る1月31日、2月19日に議会運営委員会が開催されておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

本日招集されました平成19年第1回市議会定例会に提出されました議案は、お手元に配付の議案書のとおり専決処分の承認が1件、条例の制定、廃止及び一部改正が18件、平成19年度当初予算が12件、平成18年度補正予算14件、契約の締結1件、人事案件2件、人権擁護委員候補者の推薦2件、その他8件の計58件であります。

このうち議案第1号、専決処分の承認のほか議案第25号、上越地方広域事務組合理約の変更について、議案第27号、上越広域伝染病院組合理約の変更について、議案第29号、平成18年度系魚川市一般会計補正予算（第5号）の4議案につきましては初日、また、議案第22号、契約の締結について、議案第55号、教育委員会委員の任命について、議案第56号、監査委員の選任について、諮問第1号及び第2号の人権擁護委員候補者の推薦については最終日、委員会の付託を省略し、即決でご審議いただき、議案第43号から同第54号までの平成19年度当初予算議案につきましては申し合わせにより、議長を除く28名の議員で構成する予算審査特別委員会を設置の上ご審査いただくこととし、そのほかの議案については、それぞれ所管の常任委員会に付託の上ご審査願いたいことで、委員会の意見の一致をみております。

なお、議案第26号、新潟県後期高齢者医療広域連合の設置についてにつきましては、3月2日の本会議の日程といたすこととしておりますが、加茂市の動向によっては、提案がなされない場合もあり得るものであります。

また、会期については、本日2月26日より3月22日までの25日間とすることで、委員会の意見の一致をみております。

日程については、お手元に配付の日程表をごらんください。

次に、請願、陳情の付託についてであります。本日までに陳情3件が受理されており、陳情第

1号、関東・甲信越・北陸地域各県の中で最低額となった、生活保護基準以下の「新潟県最低賃金」額の引き上げ・抜本改正を求める陳情、また、陳情第3号、「日豪EPA/FTA交渉に関する」陳情の2件は、建設産業常任委員会、陳情第2号、新潟県立高等学校通学域を拙速に1学区にしないよう求める陳情は、文教民生常任委員会へ付託の上、審査願うことで、委員会の意見の一致をみています。

次に、委員長報告について、3常任委員会の各委員長より、閉会中の所管事項調査について委員長報告を行いたい旨の申し出があり、本日の日程事項とすることで委員会の意見の一致をみております。

次に、議員派遣についてであります。新年度は4件について議員派遣したいものであり、議長発議として最終日の日程事項とすることで、委員会の意見の一致をみています。

次に、議会運営について、常任委員会所管の見直しの必要性についてと、地方自治法の一部改正について、また、常任委員会等の改選に伴い臨時議会での委員長報告の有無について協議がなされており、常任委員会の所管の見直しの必要性については、合併後2年を経過した状況の中で、今期後半の2年間についても現行の所管で進めること。また、地方自治法の一部改正に伴う委員会条例、会議規則の一部改正については、3月1日に開催予定の議会運営委員会で最終的に確認を行い、最終日に議員発議として提出し、即決で審議願うこと。また、臨時議会における委員長報告については、これを行うことができるものとする。委員会の意見の一致をみております。

なお、1月31日の議会運営委員会でも、委員会の所管の見直しの必要性についてと、地方自治法の一部改正に伴う本市議会の対応について協議を行っております。

以上で、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本定例会の会期は、本日から3月22日までの25日間とし、委員長報告のとおり進めたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から3月22日までの25日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付いたしましたとおりでありますので、ご承知願います。

日程第3．所管事項調査について

議長（松尾徹郎君）

日程第3、所管事項調査についてを議題といたします。

本件については閉会中、それぞれ常任委員会が開かれ調査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

齊藤伸一総務財政常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

齊藤委員長。〔16番 齊藤伸一君登壇〕

16番（齊藤伸一君）

おはようございます。

総務財政常任委員会は閉会中の所管事項調査として、市外調査と机上による委員会の2回行っておりますので、その結果についてご報告を申し上げます。

市外調査については去る2月7日に、妙高市にて訪問調査を行い、2月14日に集約を行っておりますので、そのご報告を申し上げます。

調査項目は、

- 1．情報基盤整備について
- 2．新潟焼山入山禁止解除に伴う対策について

の2点であります。

1点目の情報基盤整備については、妙高市では地域情報化基本計画に基づき、市内全域で光ファイバーなどの高速通信回線が整備されるよう、NTTや上越ケーブルビジョン、有線放送、農業協同組合など民間業者との連携を図り、展開していくとの考えでありました。

行政みずから情報基盤、情報インフラを持たないという前提で民間事業者から協力してもらい、整備をしていくということの基本としているとのことでした。

地域情報化の課題として、

地域情報化基本計画に基づき、民間事業者との連携、協力のもとに、ブロードバンド化を進めてきたが、光サービスが提供されている地域から、ブロードバンドが全く利用できない地域まで、その格差が埋まらない。

電気や水道など同様の社会資本となりつつあるブロードバンドについて、地理的条件の不利な地域においても基盤整備を進める必要がある。

地域住民だけでなく、来訪者に対しても積極的に情報提供を行い、双方向の情報受発信を進めていくためには、全市全体のブロードバンド化が不可欠である。

今後の方針、取り組みについては、

高速な通信回線によるコンピューターネットワークと、大容量のデータサービスが可能なブロードバンド整備は民間主導とする一方で、採算が伴わない条件不利地域については、事業者、国、県、市民等の関係者と連携し、整備を進めていく。

ケーブルテレビ等による高速通信基盤整備については、事業主体、サービス内容、コンテンツ（内容）、情報の作成、施設の維持管理方法、財源の確保、利用者負担など多くの課題

の整理を行い、通信と放送の融合や進展する動向を見きわめながら取り組みを行うとのことであります。

情報化における調査結果の集約であります。推進については民間主導による整備を優先した結果、合併などで中山間地、また小集落が点在しており、そこに非採算性、不採算地域へのルート確保について、妙高市は非常に困っている状態である。

ブロードバンド環境は、何としても整えなければならないという国の方針であるが、中山間地を抱える中において、民間優先、民間主導では大変厳しい問題がある。全市を網羅する情報基盤整備の確立については、十分精査した上での方針決定が必要。また、専門性の高い設備などの整備においては、市議会側としても十分なるチェックをしていく必要があるということでもとめております。

2点目の新潟焼山の入山禁止解除に伴う妙高市における対策については、

#### 1. 入山禁止解除の周知方法について

昨年12月4日に入山規制を解除し、同日、市長が記者会見を行い公表するとともに、12月25日に「おしらせばん」にて市民広報を行った。しかし、登山道が未整備であることから危険性があり、積極的な周知は実施しない予定であるとのこと。

#### 2. 火山災害に対する避難、防災対策について

気象庁、県、糸魚川市などの連携を図り、臨時火山情報や緊急火山情報の発表など、火山活動の状況に応じた警戒区域の設定や避難勧告、指示の徹底に努め、自主防災組織や観光協会などと連携して、住民等の情報伝達、避難体制の徹底を図るとともに、ハザードマップの作成を検討していく。

#### 3. 登山道整備状況について

国立公園内であることから、環境省に対し火打山から焼山間をグリーンワーカー事業で整備を要望していく。また雪解けを待ち、関係機関による現地調査を実施する。

4. 当面の対策については、環境省、林野庁、糸魚川市と連携を図り、注意看板を登山道入り口や登山ルートに設置し、ホームページに入山への注意を掲載するとのことでありました。

調査結果の集約であります。総合的に当市と同様で、登山道の整備が急務となるが、以下の3点が出されております。

(1) 新潟焼山単体ではなくて、市内に有する観光拠点として観光資源とあわせ登山道の整備だけではなく、全体的に総合的な考え方で開発を進めていくべきである。

(2) 山岳観光において、妙高ルート、糸魚川ルートともに不完全であり、登山客に対し観光をアピールするには、まだまだ不十分な状態であると言わざるを得ない。大々的に宣伝するためには登山道の開発を進め、登山者の安全確保など行政としてでき得る範囲の最大限の努力はやっていただきたい。

(3) 妙高市、糸魚川市、長野県小谷村との連携の強化と、国や県など関係機関への要望及び折衝を強化すべき。

以上で、市外調査報告を終わります。

続きまして、机上における委員会報告であります。2月14日に地域情報化の推進についてと、人口対策について審査を行っておりますので、その経過と結果につきましてご報告を申し上げます。

1つ目の地域情報化の推進については、冒頭、米田市長より、昨年10月に情報基盤整備方式について、保留判断について再度の説明がありました。

1点目は、議会と調査検討や議論を行ってきたが、市民の皆さんには情報化の情報については十分な理解を得ていなく、市民の皆様には説明する必要があると考えている。

2点目は、情報化の方式について論議されているが、二分されているような状況にあり、いずれにしても事業を実施した場合、加入数の状況により事業効果や財源の状況も変化してくる。この情報化事業は新市として市民の一体化を目指すための手段でもあり、100%加入が理想であるが、少なくとも市長として65から70%の加入が必要と考え、慎重に考えなくてはならないと感じている。

3点目は、市の財政事情の検討も必要。現時点では、補助対象や起債充当の範囲及び内容が不明確であり、行政需要などを考え情報化は必要な事業であるが、もう少し時間的な余裕が必要と考えている。

以上のことから、保留と判断させていただいたものであるとの説明を受け、その後、担当より情報通信にかかわる現状認識ということで、通信と放送を取り巻く環境について説明を受けております。

委員より、情報化を協議する際は、防災行政無線についてもその中で幅広く議論すべきとの要望がなされた後、質疑に入っております。

行政の市民に対する説明責任、説明するための手順については、情報基盤整備については白紙に戻すつもりも見直すつもりもない。市民の一体化を目指すために使う事業であり、これから市民の中で論議をしたり説明をしていく中で、市民の方々にも理解してもらうことが大事である。

また、片方の手法がだめだとか、片方の手法がよいという話ではなくて、両方とも優良な方式であるということに変えていない。

事業採択に当たっては、補助事業、財源の問題も大事であり、資料については議員に提示し、確認したもので、市民に出せるものができたら委員会に提出し、理解をしてもらったもので市民に説明をするとの答弁。

市民に説明し、意見を聞くというやり方、及び判断をどうとるかについては、市民に対し市民の判断を問うということではなく、現状を知らせ、内容の理解を得た上で行政が方式を判断して、市民に理解を求めていくとの答弁がありました。

その他、活発な質疑応答の後、委員より、

今までの論議はむだではないと言うのなら、新しい情報基盤の策定スケジュールをしっかりとつけていただきたい。

市長の判断というものが、最終的に物を言うものであり、市長が判断するに足りないものが何なのかを明確にし、2年近く論議してきたことを全部考えて比較検討すべきである。

注文すべき糸魚川市として、構築したい情報基盤は何なのかを考えるべき。

とりあえず行政イントラだけ先にやるという話は、納得できるものではない。やるなら一緒にやって、事業費全体を下げるようにとの強い要望がなされております。

2つ目の人口減少対策については、糸魚川市人口減少検討チームがまとめた「糸魚川市人口減少対策の実施施策提案に関する報告書」、及び「人口減少対策施策提案 今後の取り組み方向」により、人口減少検討チームは昨年6月に、20代、30代の若手職員15名で発足、うち10名はみずから応募した職員であるなどの説明を受け、質疑を行っていますが、質疑については、特段報告



する事項はありません。

なお、委員より多くの意見及び要望がなされておりますので、主だったものを報告いたします。

- 1．結婚、人材バンクの結婚コーディネーター制度のコーディネーター募集で、募集するだけでなく、職員みずから汗をかく取り組み姿勢が必要。
- 2．今回、若者中心の人口減少対策の施策提案の取り組みであるが、福祉施策も含めた団塊の世代についても検討が必要。
- 3．交流人口をふやせば定住人口が増加する。農山漁村の自然や特徴を生かした人口対策も考えるべき。
- 4．民間の視点と若干の温度差がある。提案内容を公開して意見を伺うことが必要。事業化する場合は、現状をとらえた形で事業化に向けてもらいたい。
- 5．人口減少対策検討チームが提案し、実施は所管課が担当というのではなく、チームの人が行動すべき。
- 6．思いつきの事業では決して長続きはしない。しっかりとしたプランニングを立てて、基本構想を出して人口対策のプログラムの一環としてやっていくべき。

以上で、総務財政常任委員会の報告を終わります。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、五十嵐健一郎建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

五十嵐委員長。〔22番 五十嵐健一郎君登壇〕

22番（五十嵐健一郎君）

おはようございます。

当建設産業常任委員会では閉会中の2月8日に所管事項調査を行っていますので、その経過と結果について報告いたします。

まず、運輸行政のバス運行計画については、巡回バスの検討や利用者の意向集約調査を行うのか、また、病院関係等を循環する考えと、その調整をどのように考えているのかの質問に対し、路線バスの補助対象になるには、平均乗車率が2人必要であり、高校生が減少するとそういうところ

に影響が出てくる。

利用促進の上からも、病院に通院する方から利用してもらうことも重要であると考えており、中央大通り線も新たに延長されることから、新たに糸魚川地域について巡回線を設置したいということで考えている。

ルートについては、糸魚川病院から中央大通り線、上刈白馬通りを通過して姫川病院、148号、県道西中糸魚川線を通して糸魚川病院というのが、糸魚川地域の巡回線である。

青海地域の巡回線は青海地域で終わっているが、県道を通り姫川病院に乗り入れて、148号を通過して戻ってくるコースである。青海地域は1台で行ったり来たりしているが、糸魚川地域は8便と考えているので、2台になると思う。

意向調査等沿線地区の説明も行い、アンケート調査も必要と考えている。今、病院バスを利用されている方は、昨年の調査では、糸魚川病院が約5万5,000人、姫川病院は約3万5,000人で合わせて9万人である。路線バスの利用者をふやすには、それらの方から路線バスに乗っていただく方法が必要と考えている。

あわせて病院側でも、無料バスの運行に大変経費がかかっていることから、お互いの方向としては、病院バスを路線バスに統合する方向へいきたい。その際には、現在無料で利用されている方への対応を、どのような形にすればよいかということで詰めさせていただいている。両病院と、統合の方向で進もうと合意をいただいている。

問題になるのは、路線バスでカバーしきれない部分についての対応と、料金設定等をどのような形にしたらいいかを協議しているとの答弁でありました。

続いて、道路行政の交通ネットワークビジョンについては、4流域2ルートと示されているが、境川右岸側においてどのような整備をされたのかの質問に対し、計画路線としては第2南バイパスということで、上路を通り林道を含め延長35.2キロメートルを位置づけをしている。境川の右岸側については、未整備な部分もある。ここを2ルート構想に上げなかった点については、おおむね500世帯、1,000人以上の流域を主として4流域、2ルート構想という位置づけにさせていただいたとの答弁であり、さらに人にやさしい安全な道づくりという項目がある。その辺から考えると、整備をするためにこういうビジョンの一角に乗せていただかないと、いつ整備するのかということになる。ぜひ文言に追加してほしいとの意見に対し、掲載する方向で検討させていただくとの答弁でありました。

また、都市計画道路網の見直しについては、19年度に見直して、20年度、都市計画変更の詳細と未着手は幾つあるのかの質問に対し、県の方で都市計画道路見直しガイドラインというのが昨年できたが、この趣旨は、都市計画決定後20年から30年未着手の路線が存在するが、都市計画道路の網をいつまでもかぶせていると住民が不利益をこうむり、裁判になったケースもあり、そのようなことを踏まえて、都市計画決定後長期間未着手路線については、廃止を含めて再検討するということである。

糸魚川地域についても昭和43年に計画決定してから40年近く未着手路線が存在しており、見直しをしていきたい。糸魚川地域において13路線のうち2路線が未着手である。青海地域においては12路線のうち1路線が未着手である。能生地域は都市計画道路はない。

具体的には、糸魚川では南通り線が2,910メートル、東中通り線が330メートル、青海地

域においては青海駅大沢線で2,290メートルである。合計5,530メートルであるとの答弁でありました。

次に、下水道事業の財政計画については、本日は計画を提出できない。浦本地区の整備基本計画を3月末にまとめ、下水道事業財政計画の提出については、新年度早々に行いたい。浦本地区の整備方法としては真空式でまとめたいとの説明を受け、真空式の詳細と、その新しい方式は、現在の方式に比べ単価はどうかの質問に対し、元の方に大きな掃除機のような真空タンクを置き、パイプを張りめぐらせ、各戸のところを弁をつける。汚水がたまったときに自動的に吸引する方式である。その方式によるとマンホールが要らなくなるので工事の進捗が早くなり、勾配については自然流下式に比べ自由にでき、深度も浅くできるという利点がある。採用できないか検討している。

また、真空ポンプ方式にすると中継ポンプ場に相当する真空ポンプ場をつくる必要があるのですが、その分についてはコストが割高になってくると思うが、工事進捗が図れる、マンホールが少なくなるということになると軽減される部分もある。こういう比較も含めて検討しているとの答弁であり、また、実質公債費比率の重視が今言われているが、今後の下水道整備計画の進捗に支障があるのか、ないのかの質問に対し、実質公債費比率ということになると、下水道の償還金も入ってくるので割合は大きいと思う。ここ最近では、1年間の事業費は10億円を切っているのですが、長い目で見るとだんだん減ってはいくが、浦本の工法によってどのくらいの費用がかかってくるか、それが10億円を超えると若干公債費がふえてくる可能性がある。精査してみないとどうなるか見えないが、それらもかかってくるのは間違いないと思っているとの答弁でありました。

続いて、ガス水道事業について。

青海ガス供給所ガスホルダー建設計画については、建設後に1号ホルダーを撤去する理由は何かの質問に対し、ホルダーについては10年ごとの検査で2,500万円ほどかかる。そういう維持管理費を減らすということと、昭和48年建設で老朽化しているため撤去したいということである。建設の段階で撤去した方が、将来的に見れば経費は安いという結論であるとの答弁でありました。

また、建設により全市でのガス保有日数は1.3日まで上がるが、この数値については県内のガス事業者と比べどうかの質問に対し、民間を含めガス事業をやっているところのデータを見ると、1日以上持っているところはない。保有量については、糸魚川市が一番確保しているとの答弁でありました。

その他、委員から多くの活発な質疑、意見がありましたが、特段報告すべき事項はありません。

以上で、建設産業常任委員会の所管事項調査報告を終わります。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、倉又 稔文教民生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

倉又委員長。〔13番 倉又 稔君登壇〕

13番（倉又 稔君）

おはようございます。

当文教民生常任委員会では閉会中の1月24日、同30日及び2月6日に所管事項調査を行っていますので、その経過と結果について報告いたします。

1月24日の調査は、社会福祉施策の充実について、

1、地域福祉計画、ささえあいプラン、2、放課後児童クラブ室を行いました。

調査はいずれも担当課より説明を受け、その後質疑を行っています。

地域福祉計画については、平成12年6月に制定された社会福祉法の中で、地域福祉の推進が基本理念の1つにあげられ、市町村による地域福祉計画の策定が位置づけられたことを受け、糸魚川地域福祉計画を策定するものです。

計画期間は、平成19年度から23年度までの5カ年計画となっています。

内容は、市が地域福祉推進の主体である住民や民間団体の参加を得て、地域における生活課題や、それを解決するための具体的方法を明らかにする計画です。

ささえあいプランは、障害者計画、障害福祉計画のことで、平成15年4月に従来の措置から障害者の主体性を尊重する支援費制度へ以降し、さらに昨年、障害者自立支援法が制定されたことに伴い、3障害者のサービス利用が一元化されたことを受け、いつでも、どこでも必要な障害福祉サービスを受けられるように整備する計画です。

計画期間は、平成18年度から平成20年度までを第1期計画とし、平成21年度から平成23年度までを第2期計画として、目標年度を位置づけています。

以上のような説明に対し、地域福祉計画の質疑では、この計画の根底には、地域が受け皿として重要な役割を担うことになっている。各地域で具体的な行動がとれるような指針等を盛り込む必要があるのではないかとこの質問に対し、「自助」「共助」「公助」という言葉があるが、行政が直接行うだけでなく、地域の支援を得ながら行政と地域が連携して、どのように100%に近づけていくかという観点で、地域福祉計画を策定している。この計画に記載している基本的な事項は、保健福祉の分野だけでなく、すべてが市民活動や行政の根底になるのではないかという考えでまとめているとの答弁がありました。

また、市民協働、市民参画の観点からすれば、市民に広く広報されなければならない。市民への広報周知と市民意識をどのように高めていくかとの問いには、地域福祉が大事であること。地域福祉は、地域の皆さんが行政とともに取り組む時代になったということ、広報紙での特集やホームページなど、市の持っている媒体をすべて使いながら、あらゆる機会をとらえて周知していきたい

との答弁でした。

また、ささえあいプランの質疑では、障害者就労支援センターの設置構想はあるか、他との連携は考えられないかとの問いに対し、市内に障害者就労支援センターの設置は難しいと思う。高田盲学校跡地に、上越地域一帯を対象とした障害者の基盤をつくる構想があり、通うのは大変だが、そこの連携を考えているとの答弁でした。

次に、放課後児童クラブ室については、昨年11月13日に行った閉会中の所管事項調査において、田沢児童クラブは利用申し込みが9人で、県の補助基準10人に満たなかったため、放課後児童クラブは設置しない旨の報告をしていますが、その後の経過として担当より、本年に入り利用申し込みの問い合わせが若干あり、再度調査した結果、合計10人を超える利用申し込みが確実であるとの状況判断により、平成19年度開設に向け、現在準備を進めているとの説明を受け、質疑を行いました。

おおむね10歳ということで4年生まで拡大したが、上越市では6年生まで枠を広げている。学年についての考えを伺いたいとの質問には、児童福祉法ではおおむね10歳、県の補助金要綱の中でも、国の方針を受けおおむね10歳と規定している。その意味合いを考えると、子供を預かる体制として、それぐらいの年齢が適当という判断があるのだと思うとの答弁でした。

児童クラブ開設後、10人を割った場合の取り扱いはこの問いには、一定の経過期間の中で、今後10人以上となる見込みがないと判断した時点で、事業を終了する。一定期間とは、年度単位で考えているとの答弁でした。

みずから児童クラブへ行きたいと思っている子供はだれ一人いないと聞いている。児童クラブをつくるのがよいことであるという前に、そのところを考える必要があるとの意見がありました。

1月30日の調査は、地域医療体制について、健康増進施策の充実について、健康づくり施設について、及び生涯学習推進計画についてを行いました。

地域医療体制については、糸魚川地域医療体制整備推進会議において、医療等体制プロジェクト、環境整備プロジェクト、通院搬送プロジェクトの3つの専門プロジェクトチームにより、4課題を検討しており、その内容の経過報告に基づき説明を受けました。

昨今の今ごろは、救急医療体制が維持できるかどうかということも含めて議論していたが、現状はいかがかとの質問に対し、医師の人事は市の及ぶところではないが、病院勤務医師が4月以降、どれだけ配置されるかにかかっているが、現状は非常に厳しい状況にあるとの答弁がありました。

救急車のタクシー化を防ぐ必要が強調されていたが、電話サービスの取り組みを行ったことはあるかとの問いには、市のホームページには電話サービスについて掲載してあるが、市民への周知、理解が行き届いていないようなので、今後、何らかの方法で周知を図り、救急の負担軽減になるよう努力したいとの答弁でした。

健康増進施策の充実については、担当より、健康いといがわ21の説明を受けました。

内容は、市民が自分の健康は自分で守り、自分でつくるに加え、地域社会が連携して健康づくりに取り組むための指針です。

計画期間は、平成18年度から平成27年度までの10カ年計画で、5年ごとに見直しを行うというものです。

総合計画は、平成19年度から平成28年度までの10カ年計画となっているが、なぜこの計画

は平成18年度からなのかとの質問に対して、すぐに実施できるものは少しでも早く、策定した時点からすぐに実施したいということと、平成18年度から実施することにより、調整交付金等財源的に有利であるとの答弁がありました。

この計画が有効に活動していくには、健康づくりに関する情報の収集、分析、提供が非常に大切になってくる。市民とどのように情報をやりとりして、理解の促進を図るのかとの問いには、情報の提供には、まあまあ大丈夫な人への一般的な情報の提供、もう少し動機づけが必要な人の情報提供、支援する情報提供というのがあると思っている。この計画の指針達成のためには、具体的な計画なり情報提供の仕方、評価の仕方が必要であると思っているとの答弁でした。

健康づくり施設については、(仮称)健康づくりセンター基本設計により説明を受けました。

この施設の開館日、閉館時間帯、利用者見込み、職員の配置について教えてほしいとの問いに対して、休日の決定、開館の時間帯は、まだ決まっていない。年間利用人数は、10万人を想定している。職員の配置について現在考えているのは、正規職員の運動専門家が3名、臨時のインストラクターが6名、あとは各教室によって講師、専門家をその都度頼んで実施する。その他健康づくり指導員として、プールに入って手伝ってもらう人が数名、公民館などで実施する際の地区推進委員を、数名考えているとの答弁でした。

プレイルームとキッズスペースについて、目的を教えてほしいとの問いには、プレイルームについては、3歳から5歳程度の子供と親が自由に遊べる部屋、キッズスペースは、0歳から2歳程度の子供と親が遊べるとともに、子育て相談機能をつけ加えた内容にしたいとの答弁でした。

水中運動教室は何人ぐらい運動できるのかとの問いに、コースは4コースあり、1コース10人で30人が同時に運動できる。もう1コースは、フリーのお客様が利用できるコースとの答弁でした。

プールは最低でも25メートルは確保してほしいので、その辺を考慮して詳細設計に取り組んでほしいとの意見がありました。

生涯学習推進計画については、糸魚川市生涯学習推進計画に基づき説明を受けました。

内容は、糸魚川市総合計画との整合性を保ちながら、いつでも、どこでも、だれでも学習できる条件づくりと、学習したいことが生かされ、学習の成果が適切に評価される生涯学習社会を実現するため、生涯学習推進の指針として策定するものです。

この計画は、基本構想及び基本計画で構成され、計画期間は、基本構想が平成19年度から平成28年度までの10年間、基本計画は平成19年度から平成23年度までの5年間を前期とし、平成24年度から平成28年度までの5年間を後期とします。基本構想、基本計画ともに社会情勢や市民の学習ニーズの変化等に対応し、必要に応じ見直しを行います。

この計画の推進体制はどのように考えているのかとの質問には、市長を本部長とした推進本部を庁舎内に組織する。外部的には社会教育委員会的なものと考えており、取り組みが実際に進行されているかどうかを、見ていく必要があると思うとの答弁でした。

現在、地区公民館が3地域で異なった組織、運営形態となっているが、一体化するめどと解決策はとの問いには、行革では平成19年度に見直し、平成20年4月1日から新体制という目標が設定されているので、事務的にはそれが1つの目標と思っている。できればコミュニティセンター機能を重視しながら、見直しを図っていきたいとの答弁でした。

2月6日は市外調査を行っています。

健康づくり施策については柏崎元気館を、中高一貫教育については県立柏崎翔洋中等教育学校をそれぞれ訪れ、調査を行いました。

柏崎元気館は、少子・高齢化に対応するため縦割り行政の枠組みを見直し、保健・医療・福祉の連携と充実を、総合的に実現する複合施設として、平成10年、11年の2年継続事業で建設され、平成11年10月1日に開館しました。

施設の概要は、敷地面積9,773平方メートル、建築面積は3,702平方メートル、110台が駐車できる駐車場を備えています。

同施設は、市民のだれもが気楽に利用でき、軽い運動、展示会など交流と憩いと活動のスペースとしてのコミュニティホール、障害者を対象として日常生活訓練を行う障害者デイサービスセンター、乳幼児と保護者を対象としたキッズコーナーや、ファミリーサポートセンターなどの子育て支援センター、保健・障害者・福祉・医療・健康・介護、高齢者福祉サービスなど、相談の全般を受け持つ総合相談機能を兼ね備えた保健福祉の複合施設です。

県立柏崎翔洋中等教育学校は県内2校目、全国3校目の中高一貫校で、平成15年に開校しています。

定員は各学年とも2学級、80人で、2学期制を取り入れています。

高校入試がなく時間的ゆとりができるため、6年間を見通した指導計画に基づき、時間をかけて基礎学力をつけた上で、中学校に相当する前期課程で、高校に相当する後期課程の一部を入れかえて指導するなど、中学校3年間の上に高校3年間を単純に上積みした学校ではないということ、改めて知ることができました。特に、英語、数学、国語は時間をかけ、基礎からしっかり取り組んでいました。全県学力調査結果を見る限り、目標正答率70%に達した生徒の割合は、国語、社会、数学、理科、英語の5教科すべてにおいて、県全体平均を大きく上回っていました。

集約は、第1委員会室で行いました。

柏崎元気館については、名前のとおり元気館ということが目に見えた形として感じられる施設であった。

当市で現在計画中の健康づくりセンターは、元気館のように考え方が形になっていない部分があるので、まだ検討する余地はある。

元気館建設に当たって、市の職員研修の中でソフトとハードの同時検討型としてプロジェクトチームをつくり、2年間にわたり検討したやり方は、旧来型ではなく新しい型と感じた。

健康の定義を病気対策ではなく、元気対策として目標を定めて取り組んだ結果も非常によかったと思うし、参考となった。

施設を能率、機能的に動かしている人材配置と育成についても、参考にすべきであるなどの意見がありました。

県立柏崎翔洋中等教育学校については、学力調査結果を見ても非常に教育効果が上がっている感じがした。上越に直江津中等教育学校ができるが、糸魚川市との教育環境格差がついていくというとらえ方をすると、危機感を持って臨まなければならないと思う。

市民の中には、糸魚川市に中等教育学校をつくってほしいという声を耳にしており、教育レベルアップも含めて検討してほしいなどの意見がありました。

+

また、直江津中等教育学校が平成19年度に開校するに伴い当市から13名が合格し、入学することになっているとの報告が、教育委員会からありました。

以上、文教民生常任委員会の所管事項報告を終わります。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

ここで約10分間休憩いたします。11時5分より再開いたします。

午前10時55分 休憩

+

午前11時05分 開議

+

議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

日程第4．議案第43号

議長（松尾徹郎君）

日程第4、議案第43号、平成19年度系魚川市一般会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明とあわせ、平成19年度の施政方針について市長から発言を求められておりますので、この際これを許します。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

おはようございます。

平成19年第1回市議会定例会の招集に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、大変ご多用のところご参集いただき厚くお礼申し上げます。

+



本定例会におきまして、新年度の市政運営の基本となります平成19年度予算をはじめ、条例の制定及び改廃、人事案件などの議案のご審議をお願いしたいものであります。

さて、この機会に、新市合併3年目となります新年度の市政運営に挑む私の所信の一端と、平成19年度予算、及びその主要施策の概要について申し上げ、市民の皆様並びに議員各位のご理解と、より一層のご協力を賜りたいと存じます。

はじめに、予算編成に当たっての国・県の動向について申し上げます。

政府は、日本経済について長い停滞のトンネルを抜け出し、民間需要に支えられた景気回復を続けており、正常な状態に戻りつつあると分析し、主要先進国の中にあって長期債務残高が極めて高い状況にある財政状況を改善するべく、平成23年度までに国と地方を合わせた基本的財政収支を黒字化するとの方針を示しました。

このような観点で編成した平成19年度の家計予算は、一般会計総額で前年度比10.4%と2年ぶりの増となりましたが、引き続き構造改革路線を堅持し、財政再建を目指した緊縮型予算となっております。

これを受けた地方財政計画では、6年連続のマイナス計画となっており、歳入では、地方税と地方交付税などを合わせた一般財源総額は確保されましたが、地方税の増額に対し、地方交付税は減額となっております。

一方、歳出では、給与関係経費や投資的経費単独分をはじめとして、歳出全般にわたり見直し、削減が見込まれており、地方交付税の算定に反映されるものと思われます。

また、県予算につきましては、新潟市の政令指定都市移行に伴う事務移譲などにより、一般会計の総額は前年度比2.9%の減となっております。

歳入では、税源移譲や景気の回復により県税は大幅な増額となっておりますが、地方交付税は減額となり、県有財産の有効活用などにより財源確保に努めております。

歳出では、選択と集中を推進し、被災地の復旧から復興への取り組みや、県民生活に直結する福祉・医療・教育の分野、政策プランの実現に向けた重点事業に配慮したものとなっております。

このような国・県の状況を受けて、当市の平成19年度予算におきましては、限られた財源の中で市民の皆様のご要望にできるだけおこたえするため、施策の選択と集中が必要と考え、前例や慣例などこれまでの概念を取り払って、新しい創意と知恵を結集し、予算編成作業に当たってまいりました。

三位一体の改革による税源移譲や定率減税の廃止により、市税の増加は見込まれますが、その一方で、地方交付税、地方譲与税、国庫支出金の減額によって、大変厳しい財政状況となっております。

こうした中で、行政改革を積極的に推進し、経常的経費を削減した上で、市民の皆様のご要望を踏まえつつ、総合計画のまちづくりの目標「翠の交流都市 さわやかすこやか 輝きのまち」に向かって、6つの施策大綱の推進を基本に、当市が抱える課題への対応と、公約の実現に向けた予算としたところであります。

私は新年度の市政運営の基本的な考えといたしまして、特に健康づくりセンターを核とした市民の健康づくりの推進、企業誘致の積極的な推進による産業振興、港湾・新幹線・高規格道路・国道・街路など交通ネットワークの整備と連携を3本柱に、少子高齢化対策、働く場づくりの施策を

重点として、今後の人口減少に歯どめをかけ、定住を促進する取り組みを進めてまいりたいと考えております。

具体的には、1点目の「市民の健康づくりの推進」では、須沢地内において平成20年秋のオープンを目指して、(仮称)健康づくりセンターの建設に着手いたします。このセンターを拠点といたしまして、各地域で運動を中心とした健康づくりを推進するため、モデル事業、リーダー養成などに取り組んでまいります。

2点目の「企業誘致による産業振興」では、地域の雇用の拡大を図るため、去る2月22日に新潟ポリマー株式会社の工場新設が決定したことに伴う支援をはじめ、新たな企業誘致に向けた取り組み、及び地元企業の新たな事業拡大に対する支援、地元の農林水産物の消費拡大や地産地消の取り組みへの支援、自然と食の体験を生かした観光交流事業の支援などを推進してまいります。

3点目の「交通ネットワークの整備と連携」では、本年3月末に策定予定の(仮称)いといがわ交通ネットワークビジョンに基づき、北陸新幹線の整備促進、姫川港の機能拡充、地域高規格道路松本糸魚川連絡道路の計画と促進、国道8号バイパスの整備促進、都市計画街路など市街地や各集落を結ぶ道路網の整備、バス路線の再編と結節機能の強化に向け取り組んでまいります。

さらに、まちづくりの原動力となる個人の能力を育成する教育の推進と、市民の皆様のコミュニティ活動の促進を図るために、教育環境の整備と地域づくり活動の支援に努めてまいります。

これらを見込んだ新年度の一般会計予算額は278億1,400万円で、前年度予算と比べて8億700万円、率で2.8%の減とし、国民健康保険事業をはじめとした特別会計の総額は168億3,465万4,000円で0.1%の増、企業会計は32億5,836万円、3.9%の増といたしております。

また、一般会計、特別会計及び企業会計の予算の総額は、509億701万4,000円で、前年度予算と比べて6億5,530万2,000円、1.3%の減といたしております。

次に、予算の主要施策の概要につきまして、平成19年度当初予算参考資料の19ページ、主要事業の予算内容に従って申し上げます。

1番目の「すこやか やすらぎ 支え合いのまちづくり」について申し上げます。

「子どものすこやかな成長支援」では、引き続き、特別保育事業、子育て相談などの支援事業、妊婦や乳幼児の母子保健健康診査事業を実施していくほか、県の取り組みに合わせて乳幼児などの入院医療費の助成対象を、小学校卒業までに拡大するとともに、国の施策を受け、3歳未満の児童手当の加算など、子育ての経済的負担の軽減を図ってまいります。

また、新年度から市独自の取り組みといたしまして、不妊症治療費の助成、さんさん子育てサポート事業、親子の愛情形成推進事業を実施するとともに、次世代育成支援行動計画の見直しを行い、子供の育成支援を総合的に進め、少子化対策を推進してまいりたいと考えております。

「高齢者への支援」では、介護保険制度の円滑な運用を図るとともに、少しでも長く地域社会で元気な高齢期を過ごす介護予防の考え方を普及、浸透させ、筋力トレーニングや口腔ケア、閉じこもり防止など、予防事業の展開に力を入れてまいります。

また、地域の協力のもとに、ひとり暮らし高齢者の安否確認や食の自立支援などを引き続き実施するほか、介護用品の支給や介護家族の慰労など、介護保険対象外のサービス提供により、在宅での生活を支援してまいります。

さらに、シルバー人材センターの運営や老人クラブの活動に対する支援などを通じて、元気な高齢者の活動の場所づくりを促進してまいります。

「地域で支えあう福祉の推進」では、今年度策定予定の地域福祉計画に基づき、安心と充実した地域社会づくりを推進するため、地域の人材育成や組織の活性化を図り、社会福祉協議会の運営助成、モデル事業の取り組みに対する支援などを実施してまいります。

また、障害者の医療費助成、特別障害者手当の支給など、経済的な負担の軽減を継続するとともに、昨年から施行された障害者自立支援法のもとで、障害者の地域での生活支援や社会参加の促進、就労活動の支援を実施してまいります。

健康づくりの推進では、（仮称）健康づくりセンターの建設に着手するとともに、生活習慣病の予防を推進するため、「健康いといがわ21」に基づき運動習慣の定着と食生活の改善に努めてまいります。

また、平成20年4月から、保険者への健診の義務化を見据えて、予防に重点を置いた健康診査、保健指導の対応に取り組むとともに、新規にCT撮影による肺がん検診、節目歯科検診を実施してまいります。

「地域医療体制の充実」では、救急医療体制の確保を図るため、市内の救急医療を担う病院への助成や、休日、夜間の救急医療対策を実施するとともに、へき地診療所等の運営、医療技術者などの確保に努めてまいります。

なお、医師数が少ない当地域の救急医療につきましては、ぎりぎりの状態で運営が行われており、今後、大学などからの医師の派遣状況によっては、現在の救急医療体制の維持が困難となることが懸念をされます。

市では、積極的な情報収集活動を行うとともに、病院をはじめ関係機関と連携を図りながら、救急医療体制の確保に向けて全力で取り組んでいるところであり、今後の状況が明らかになり次第、改めてご報告を申し上げます。

2番目の「明日を担うひとづくり」について申し上げます。

「就学前教育・学校教育の充実」では、子供たちの学ぶ意欲と学力の向上を推進するため、幼稚園・保育園・小中高校の連携、協力を一層推進するとともに、全国標準学力検査の実施と結果に基づく授業の改善、教職員の指導力向上を推進するほか、いじめ、不登校をはじめとする生徒指導上の諸問題を解決するため、教育相談体制の充実を推進してまいります。

また、子供たちの健康と安全を図るため、新たに小学校4年時の心臓検診の実施と、学校における食育推進モデル事業を実施してまいります。

学校の施設整備においては、田沢小学校の改築の最終年度であり、改築完成に向け工事を進めるとともに、青海小学校体育館などの耐震改修と、能生小学校給食センターの改築に向けた実施計画に取り組んでまいります。

「生涯学習の充実」では、今年度末に策定予定の「生涯学習推進計画」に基づき、地域社会やまちづくりの課題、個人のニーズなどに対応した学習事業を実施してまいります。

また、公民館機能と地域コミュニティとのあり方について見直しを進めてまいります。

一方、施設整備においては、大和川地区公民館の移転改築、及び西能生地区公民館の建設、地区公民館などの耐震診断に取り組んでまいります。

「文化の振興」では、合併した糸魚川市文化協会の活動を支援するほか、市民の皆様が自主的かつ主体的に開催する文化芸術鑑賞事業を支援するため、文化活動支援事業を実施してまいります。

また、フォッサマグナミュージアムの改修を行うほか、ヒスイ文化フォーラムを開催する予定であり、ヒスイやその文化をはじめ、この地域固有の資源に関する情報の発信と、学習機会の提供を推進してまいります。

「生涯スポーツの振興」では、市民総合体育館駐車場の整備、美山陸上競技場の改修、姫川コミュニティスポーツセンターの用地取得と造成に取り組むなどスポーツ施設の整備を図り、スポーツによる市民の健康づくりと競技力の向上を推進してまいります。

また、本市が平成21年度開催予定のトキめき新潟国体の少年男子ソフトボール会場となりますことから、新年度から総務課内に国体推進室を設置するほか、美山球場、能生球場の改修を実施するなど、国体の受け入れ準備を進めてまいります。

3番目の「便利で快適なまちづくり」について申し上げます。

「交通ネットワークの整備」では、本年3月末に策定予定の(仮称)「いといがわ交通ネットワークビジョン」に基づき、広域交通網の総合的な整備と市内の道路網整備、及び公共交通機関の機能強化に向けて取り組んでまいります。

地域高規格道路松本系魚川連絡道路の整備促進については、整備区間への昇格に向け、長野県側の関係機関と連携した取り組みを強力に進めてまいります。

国道8号系魚川東バイパスについては、引き続き梶屋敷地内から大和川地内において、遺跡調査や工事を進めるとともに、土地所有者のご協力を得ながら、田伏地内の用地取得の完了と、工事の促進に努めてまいりたいと思っております。

そして梶屋敷から大和川間の平成21年度開通を目指した整備の促進と、これに接続する大和川地内の都市計画道路中央大通り線の整備促進に向け、精力的に取り組んでまいります。

また、国道8号の親不知地区における連続降雨に伴う交通規制緩和に向けた、防災対策事業の促進を図ってまいります。

都市計画街路中央大通り線のうち、市道西南寺町境道2号線から糸魚川地域振興局まで約195メートルについては、土地所有者、また地元の皆様のご協力を得ながら、平成19年度末までの供用開始を目指し、準備を進めてまいります。

また、市道上刈白馬通り線から国道148号までの区間について、早期事業着手に向けた取り組みを促進してまいります。

姫川港では、平成19年の荷物取扱量が556万トンと、3年連続して550万トンを上回っており、港湾機能の拡充整備に向け、引き続き護岸の整備を促進するとともに、港湾環境整備事業による緩衝緑地帯の整備に向け、用地取得を促進してまいります。

北陸新幹線の建設では、平成19年度に新たに糸魚川地域の和川地内、能生地域の小見地区で高架橋工事に着手するなど、平成26年度の完成を目指して市内各地区で工事が進められており、その促進に努めてまいります。

一方、新幹線開業に伴い経営分離される並行在来線の運行維持については、県及び関係機関と連携して検討を進めてまいります。

地域の皆様の足となりますバス交通については、平成20年度にバス運行路線の再編成を実施す

るため、バス運行の関係者と協議しながら準備を進めてまいります。

また、今年は大系線が全線開通して50周年となりますことから記念事業を実施し、鉄道の利用促進を図ってまいりたいと考えております。

次に、「北陸新幹線開通に向けたまちづくり」では、在来線糸魚川駅の整備及び南北自由通路整備について基本設計を実施し、JR西日本などの関係機関と協議をしております。

都市計画道路糸魚川駅南線について用地取得を完了し、一部工事に着手する予定といたしております。

また、駅周辺の駐車場、駐輪場の整備、駅北口広場の整備については、平成20年度の都市計画決定に向け素案づくりに取り組むなど、駅周辺整備の事業化に向け準備を進めてまいります。

「地域情報化の推進」では、新たに電子メールにより防災・防犯情報などの配信を行う、安全安心メール配信サービス事業を実施してまいります。

また、市内の情報通信基盤整備については、当市の行政情報の提供方法や基盤整備について、調査研究してまいりたいと考えております。

「住みよい住環境の整備」では、水道管網広域化事業として糸魚川地域における水源の多元化を図るとともに、将来、能生地域への配水管接続を実施するため、梶屋敷水源地における受変電設備などの整備を進め、平成20年3月の水源地供用開始を目指してまいります。

また、糸魚川地域上早川、中早川地区での早川簡易水道の整備では、平成18年度から上早川地区の一部について給水を開始しておりますが、平成19年度は給水範囲をさらに中野、宮平地区などに拡大する予定といたしております。

一方、青海ガスホルダーの更新をはじめ、老朽化したガス・水道管などの更新を進め、安全で安心したガス・水道の供給に取り組んでまいります。

汚水処理対策では、糸魚川地域下早川地区等で公共下水道整備を進める一方、公共下水道区域以外での浄化槽整備事業も推進し、汚水処理普及率の向上を図ってまいります。

「国土の保全と整備」では、合併後の都市計画区域の新たなまちづくりの指針として、都市計画の見直しを実施してまいります。

また、糸魚川地域大所地内の葛葉山腹の崩壊防止工事などの砂防・治山事業を促進するとともに、大和川漁港海岸や青海地域寺地海岸の保全施設整備をはじめ、冬季波浪による被害が著しい能生地区、浦本地区、押上・寺町地区、市振地区などの海岸浸食対策事業を促進してまいります。

4番目の「交流いきいき産業のまちづくり」について申し上げます。

「働きやすい労働環境づくり」では、市民及び市内企業に勤務する従業員を対象とした、資格取得等の受験料を助成する人材育成事業の利用拡大を推進し、中小企業が求める人材の確保、育成を支援するとともに、若者の市内就職を促進するため、就職資金の貸し付け及び利子補給事業も引き続き実施してまいります。

「活力ある商工業の振興」では、専任の職員を配置し、企業訪問などを積極的に行い、企業が抱える課題など解決に向けた取り組みを支援するとともに、中小企業の経営の安定化と新たな設備投資に対する低利貸付事業、企業立地に対する助成を実施してまいります。

さらに、工場新設の誘致に関連して、大和川地内において産業団地の基盤整備を実施してまいります。

また、商店街が行うイベントなどの事業活性化に向けた活動への助成、北陸新幹線の開通を見据えた糸魚川駅北地区の商店街社会実験などの取り組みを支援してまいります。

「魅力ある観光の振興」では、定期観光バスの運行支援、観光イベントの実施支援、健康づくり大学事業などを含め、体験型、滞在型の観光客受け入れを促進してまいります。

また、観光協会や市内の温泉、ボランティアガイド、JRと連携しながら、東京方面を重点的に物産展を実施するなど、積極的な誘客宣伝活動に取り組んでまいります。

「農林水産業の振興」では、地域農業の中核担い手となる意欲的な農業就業者や法人などに対する経営支援に努めるほか、中山間地域の営農支援、新年度から新たに始まる、農地・水・環境保全向上対策事業を推進するとともに、地元産の農産品の消費拡大を促進してまいります。

また、広域農道や一般農道などの道路網の整備、農地の高度利用や農業用水などの農業生産基盤の整備などを推進するとともに、県営中山間地域総合整備事業など、農村地域の生活環境整備を推進してまいります。

林業振興においては、森林の持つ健康保養機能を生かす取り組みとしまして、フォレスト・コミュニティ総合整備事業により、白池森林公園の整備を進めるほか、林業の施業コストの低減を図るため、引き続き林道の整備を推進してまいります。

また、地元産木材の流通拡大を図るため、ぬながわ森林組合が整備をする森林作業機械の導入に対する助成を予定しております。

一方、漁業振興では、能生漁港を衛生管理型漁港として整備するよう県に働きかけるなど、能生漁港、筒石漁港、親不知漁港の施設設備の整備を引き続き促進してまいります。

5番目の「環境にやさしい安全・安心のまちづくり」について申し上げます。

「環境の保全と資源循環型社会の形成」及び「安全・安心のまちづくり」では、市民の皆様や事業者の方々と行政などが協働して、ごみの分別収集の徹底と減量化に努め、リサイクル事業により廃棄物の再資源化を推進してまいります。

また、市民の皆様が自主的に行う地区共同の克雪活動を支援するため、小型除雪機の貸与事業を進めてまいります。

防災行政無線については、市内同時一斉に防災情報を伝達するため、能生地域の整備に着手してまいります。

さらに、消防車両などの整備を進めるとともに、市民が主体となった地域の防災対応力を向上するため、自主防災組織の育成支援に努め、市民の皆様と連携した防災訓練を継続して実施してまいります。

また、突然心肺停止状態に陥った方の救命率を高めるため、昨年、市内公共施設などに配備した自動対外式除細動器の取り扱い方法について、市民の皆様へ普及、啓発に努めてまいります。

6番目の「自立と協働のまちづくり」について申し上げます。

「自主的・主体的なまちづくり」では、市民の皆様の地域づくり活動を支援するため、今年度から実施したまちづくりパワーアップ事業を拡充し、自分たちのまちを自分たちの手でつくり上げていくという活動を支援するとともに、まちづくりサポートセンターにおいて、地域づくりに対するさまざまな相談に対応してまいりたいと考えております。

また、新市としての（仮称）男女共同参画計画の策定を行うとともに、市内に在住する外国人の

方々の生活相談などに対応する外国人生活相談事業を実施してまいります。

さらに、結婚を望む未婚の男女の出会いの機会を促進するため、縁結びハッピーコーディネート事業を実施してまいりたいと考えております。

一方、新年度において、市民憲章等策定委員会での検討を踏まえ、市民憲章の策定と市の木、市の花などの制定を予定いたしております。

「効率的な行財政運営の推進」では、本年度策定いたしました総合計画を基本として、現状の課題と将来のまちづくり目標をしっかりととらえ、各施策を効果的に実施してまいりたいと考えております。

行政改革につきましては、昨年3月に策定した行政改革大綱及び推進計画を基本に、より一層簡素で効率的な行政運営を図り、市民の皆様と知恵を出し合い、ともに活動するまちづくりを進め、分権時代にふさわしい行政体制を目指して取り組んでまいります。

また、非常に厳しい財政状況の中、財源の確保に努めるとともに、将来を見通した健全な財政運営を進めてまいります。

以上、平成19年度予算の概要と主要な施策、及びその取り組み方針について申し上げます。

議員各位並びに市民の皆様のお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、議案第43号の提案の説明とさせていただきます。

なお、訂正をさせていただきたいのでありますが、「能生学校給食センター」と申し上げなくちゃいけないところを「能生小学校」と申し上げたように感じますので、訂正をしておわびを申し上げます。

2点、おわびをして訂正をさせていただきます。

姫川港の取扱量の年数を、「平成19年」と申し上げましたが、「平成18年」にかえていただきたいと思っております。

また、予算の中で、国民健康保険をはじめといたしました特別会計の総額を「168億3,465万4,000円」と申し上げまして訂正をさせていただきたいと思っておりますが、「198億3,465万4,000円」と訂正を願います。

よろしく願いいたします。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

なお、質疑につきましては、予算の大綱にとどめますようお願いいたします。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本件については、議長を除く28人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

+

ご異議なしと認めます。

よって、本案については、議長を除く28人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

おはかりいたします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、甲村 聡議員、保坂 悟議員、笠原幸江議員、渡辺重雄議員、中村 実議員、平野久樹議員、田原 実議員、五十嵐哲夫議員、保坂良一議員、高澤 公議員、倉又 稔議員、久保田長門議員、大滝 豊議員、斉藤伸一議員、伊藤文博議員、伊井澤一郎議員、鈴木勢子議員、猪又好郎議員、古畑浩一議員、五十嵐健一郎議員、山田 悟議員、池亀宇太郎議員、大矢 弘議員、畑野久一議員、野本信行議員、関原一郎議員、新保峰孝議員、松田 昇議員。

以上、28人を指名いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました28人の議員を、予算審査特別委員会委員に選任することに決しました。

正副委員長互選のため暫時休憩いたします。

+

午前11時40分 休憩

+

午前11時48分 開議

議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

休憩中、予算審査特別委員会が開かれ正副委員長を互選し、その結果が届いておりますのでご報告いたします。

委員長には、高澤 公議員、副委員長には、猪又好郎議員。

以上であります。

ここで昼食時限のため午後1時まで休憩といたします。

午前11時49分 休憩

午後 1時00分 開議

議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

+



日程第 5 . 議案第 4 4 号から同第 5 2 号まで

議長（松尾徹郎君）

日程第 5、議案第 4 4 号から同第 5 2 号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明を申し上げます。

議案第 4 4 号は、平成 1 9 年度の国民健康保険事業特別会計予算でありまして、予算総額は歳入歳出それぞれ 5 2 億 6 , 2 1 5 万円で、平成 1 8 年度に比べ 2 1 % の増といたしております。退職被保険者の増加による療養給付費の増、共同安定化事業の創設に伴う拠出金によって大幅な増となっております。

歳出の主なものは、一般被保険者療養給付費及び退職被保険者等療養給付費であります。

歳入の主なものは、国民健康保険税、国庫支出金及び療養給付費など交付金を見込んでおります。

議案第 4 5 号は、平成 1 9 年度の国民健康保険診療所特別会計予算でありまして、予算総額は歳入歳出それぞれ 1 億 2 , 1 0 6 万円で、平成 1 8 年度に比べ 6 . 2 % の減といたしております。

歳出の主なものは、医療用消耗品費でありまして、歳入の主なものは、診療収入及び繰入金を見込んでおります。

議案第 4 6 号は、平成 1 9 年度の老人保健医療特別会計予算でありまして、予算総額は歳入歳出それぞれ 5 8 億 6 , 3 8 4 万円で、平成 1 8 年度に比べ 6 . 8 % の減といたしております。

歳出の主なものは、医療給付費でありまして、歳入の主なものは、支払基金交付金及び国庫支出金を見込んでおります。

議案第 4 7 号は、平成 1 9 年度の介護保険事業特別会計予算でありまして、予算総額は歳入歳出それぞれ 4 2 億 5 , 8 7 5 万円で、平成 1 8 年度に比べ 1 . 8 % の増といたしております。

歳出の主なものは、居宅介護サービス等給付費及び施設介護サービス等給付費であります。

歳入の主なものは、国庫支出金及び支払基金交付金を見込んでおります。

次に、議案第 4 8 号は、平成 1 9 年度の柵口温泉事業特別会計予算でありまして、予算総額は歳入歳出それぞれ 2 億 6 , 7 8 2 万円で、平成 1 8 年度に比べ 6 % の減といたしております。

歳出の主なものは、権現荘管理諸費及び権現荘運営費、柵口温泉センター管理費、償還元金及び権現荘売店事業費でありまして、歳入の主なものは、使用料及び手数料を見込んでおります。

議案第 4 9 号は、平成 1 9 年度の公共下水道事業特別会計予算でありまして、予算総額は歳入歳出それぞれ 3 1 億 1 , 9 2 3 万円で、平成 1 8 年度に比べ 4 % の減といたしております。

歳出の主なものは、処理場管理費、汚水幹線築造事業、汚水枝線築造事業、市債償還元金及び償還利子でありまして、歳入の主なものは、使用料及び手数料、国庫支出金、繰入金並びに市債を見込んでおります。

議案第50号は、平成19年度の集落排水・浄化槽事業特別会計予算でありまして、予算総額は歳入歳出それぞれ3億5,205万円で、平成18年度に比べ6.3%の減といたしております。

歳出の主なものは、浄化槽整備事業でありまして、歳入の主なものは、繰入金を見込んでおります。

議案第51号は、平成19年度の簡易水道事業特別会計予算でありまして、予算総額は歳入歳出それぞれ5億8,976万円で、平成18年度に比べ9.6%の減といたしております。

歳出の主なものは、簡易水道施設整備事業でありまして、歳入の主なものは、国庫支出金及び市債を見込んでおります。

議案第52号は、平成19年度の集合支払特別会計予算でありまして、予算総額は歳入歳出それぞれ5億7,184万円で平成18年度に比べ5.2%の減といたしております。

歳出の主なものは、電気料でありまして、歳入の主なものは、光熱水費振替収入を見込んでおります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、予算審査特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決しました。

日程第6．議案第53号及び同第54号

議長（松尾徹郎君）

日程第6、議案第53号及び同第54号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明を申し上げます。

議案第53号は、平成19年度の水道事業会計予算でありまして、収益的収支では、収入額を6億3,670万円、支出額を4億9,010万円といたしております。

また、資本的収支では、収入額を4億9,319万円、支出額を10億5,669万円といたしております。

次に、議案第54号は、平成19年度のガス事業会計予算でありまして、収益的収支では、収入額を11億7,741万円、支出額を10億9,803万円といたしております。

また、資本的収支では、収入額を5,077万円、支出額を6億1,354万円といたしております。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、予算審査特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決しました。

## 日程第7．議案第1号

議長（松尾徹郎君）

日程第7、議案第1号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明を申し上げます。

議案第1号は、新潟県市町村総合事務組合理約の変更についての専決処分の報告でありまして、新潟市の政令指定都市移行に伴う組合事務所の所在地変更、地方自治法の改正に伴う収入役制度の見直し及び吏員制度の廃止、当市の公平委員会に関する事務の共同処理加入、見附市の非常勤職員に対する公務災害の補償などに関する事務の共同処理加入並びに消防組織法の改正に伴う引用条項

の修正のため、規約の変更を行うこととしたものであります。

以上であります、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本案については会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略することにいたしましたと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第8．議案第25号

議長（松尾徹郎君）

日程第8、議案第25号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明を申し上げます。

議案第25号は、上越地方広域事務組合理約の変更についてでありまして、地方自治法の改正に伴い収入役制度が見直され、また、吏員制度が廃止されるため規約の変更を行いたいものでありま

す。

以上であります、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本案については会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略することにいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第25号、上越地方広域事務組合規約の変更についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第9．議案第27号

議長（松尾徹郎君）

日程第9、議案第27号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明を申し上げます。

議案第27号は、上越広域伝染病院組合規約の変更についてでありまして、地方自治法の改正に伴い収入役制度が見直され、また、吏員制度が廃止されるため規約の変更を行いたいものでありま

す。

以上であります、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本案については会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略することにいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第27号、上越広域伝染病院組合規約の変更についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第10．議案第29号

議長（松尾徹郎君）

日程第10、議案第29号、平成18年度系魚川市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明を申し上げます。

議案第29号は、平成18年度の一般会計補正予算（第5号）でありまして、歳入歳出それぞれ

4億6,529万円を追加し、総額を301億3,517万円といたしております。

歳出では、2款、総務費で、地域プロジェクトモデル事業、10款、教育費で、田沢小学校整備事業をそれぞれ追加いたしております。

歳入では、国庫支出金、繰入金、及び市債を追加いたしております。

繰越明許費及び地方債の補正は、それぞれ第2表、第4表のとおりであります。

債務負担行為の補正は、第3表のとおりであり、国庫債務負担による事業割当を受けましたことから、林道駒ヶ岳線の開設工事及び大和川漁港海岸の離岸堤の整備を追加したいものであります。

地域プロジェクトモデル事業及び田沢小学校整備事業の詳細につきましては、この後、所管の部・課長が説明いたします。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

本間総務課長。〔総務企画部次長総務課長 本間政一君登壇〕

総務企画部次長総務課長（本間政一君）

12、13ページをお願いいたします。

2款1項8目、協働のまちづくり費につきまして説明いたします。

28番、地域プロジェクトモデル事業は、3,132万5,000円を追加し、6,742万5,000円としたいもので、経費の内訳は塩の道体験関連事業等の見直しや予算整理により、手数料2万円、設計委託料266万円、備品購入費13万円を減額したいものと、新年度に整備を計画しておりました（仮称）塩の道交流館について年度内に着手したいことから、工事請負費3,413万5,000円を増額したいものであります。

歳入について説明いたします。

10、11ページをお願いいたします。

15款2項1目1節、総務管理費補助金は、ハード事業を対象にした地域プロジェクト事業費補助金及びソフト事業を対象にした地域活性化モデル事業費補助金で、事業費の2分の1の補助率であります。

この地域プロジェクトモデル事業は、塩の道を核とした体験型観光の受け入れ体制を整備し、交流人口の拡大と地域産業の活性化を図り、自立した経営モデル育成することを目的に、新潟県の補助採択を受け、平成18、19年度の2カ年事業として取り組んできたものであります。

これまでこの事業内容や進行状況につきましては、総務財政常任委員会の所管事項調査の中でご審議いただき、その中で（仮称）塩の道交流館の整備につきましては、新潟県の財政的な意向を踏まえて今後取り組んでいきたいということを報告してきましたが、1月下旬になりまして糸魚川地域振興局より、新潟県での新年度での予算確保が難しくなっておりますので、本年度予算で対応できないかとの相談がありました。

地域振興局、根知プロジェクトZ行動委員会と協議を重ねた結果、（仮称）塩の道交流館の整備につきましては、シーサイドバレースキー場内のレストラン「マリンプルー」を改修することとし、平成18年度に設計を完了し、年度内に工事を発注し、繰り越しをしたものであります。つきましては、年度内に工事を発注するための関係予算の補正について、また、繰越明許費の承認について

本定例会の初日での採決をお願いしたいものでありますので、よろしく願いいたします。

事業概要につきましては、お手元に配付してあります資料、地域プロジェクトモデル事業一覧表で説明いたしますので、ごらんをいただきたいと思ひます。

表の左側、縦軸にはハード事業、ソフト事業別に事業項目が記載してあります。また、横軸には、事業主体、事業内容、工期、事業費等を記載してあります。

まず、下段のソフト事業につきましては、事業内容ごとに地元での責任者を設け、事業の進捗を進めていただいておりますが、地元の調整や内容を精査する中で、いまま少し時間を必要とすることから、(仮称)塩の道交流館の完成を目途に取り組むといたしてありまして、事業費の70%の繰り越しを予定してあります。

次に、上段のハード事業であります。観光案内看板整備につきましては、設置場所が国土交通省と河川占用の協議に時間を要することから、事業費の60%の繰り越しを予定してあります。

うまいもん工房機能強化と、3段下の特産品販売店舗整備につきましては、年度内完了の見込みであります。

塩の道古道整備と塩の道ルート案内看板整備につきましては、消雪後に設置工事などが必要なことから、事業の繰り越しを予定してあります。

(仮称)塩の道交流館整備につきましては、平成18年度中に設計を完了し、年度内に工事を発注し、繰り越す方針で事業を進めてあります。

次のページの図は、モデル事業の整備の位置図をあらわしたものであります。

次のページは、(仮称)塩の道交流館改修計画についての平面図でありまして、レストラン「マリンブルー」を改修、改築利用をしていきたいもので、増築面積は約30平方メートルで、ほとんどが内部の改修を予定してありまして、主な改修内容は、図面の右下に表示してありますが、ソバづくり施設の設置、足湯の設置、トイレの改修等を計画してありますので、よろしく願いしたいと思ひます。

今後とも地元と糸魚川地域振興局と協議を進めながら、進めてまいりたい考えでありますので、よろしく願いいたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(松尾徹郎君)

黒坂教育総務課長。〔教育委員会教育総務課長 黒坂系夫君登壇〕

教育委員会教育総務課長(黒坂系夫君)

続いて、10款2項3目、1番、田沢小学校整備事業についてご説明を申し上げます。

この事業でございますが、平成17年度から3年計画で全面改築を進めてきてありまして、平成19年度は事業の最終年度といたしまして、体育館、プールの改築と外構工事を計画してあります。

このたび国の平成18年度補正予算によりまして、公立学校施設整備費が追加されましたので、私どもの事業の着実な推進を図るために、体育館とプールの改築につきましては、この補助金を見込みまして平成18年度補正予算で措置をし、これを19年度に繰り越して事業実施するものであります。

予算の内容といたしましては、建築確認検査の手数料と体育館棟及びプール改築工事費、工事監理業務委託料を計上いたしてありますが、工事の概要につきましては、提出資料「田沢小学校整備事



業の概要」によりご説明を申し上げます。

1 ページの表をごらんください。

1 番の主体構造から 4 番の工事費概算額までは、それぞれ記載のとおりであります。

5 番の工事中の体育授業実施場所につきまして、体育館は引き続き田沢体育館を利用し、プール授業等についてはバスの送迎を行う中で、青海屋内水泳プールを利用し、対応する計画であります。

6 番、備考には体育館についてでございますが、2 階ギャラリーと障害者用トイレの設置。プールについては、田沢幼稚園の児童プールを併設することとしております。

また、7 番、その他に記載のとおり、外構工事につきましては、平成 19 年度当初予算に計上して進めてまいります。

続いて、2 ページは、施設の配置図でありまして、今回の工事部分は赤で示しております。

3 ページは、1 階平面図で、体育館は記載の施設設備のほか、ステージ下を利用したいす等の収納スペースを設け、プールについては足洗い場とシャワー設備、機械室、倉庫等を設置するとともに、それぞれフェンスで囲うこととしております。

4 ページは、体育館 2 階の平面図であります。その中のキャットウォークでございますが、管理用のスペースとして設置をするものであります。この幅が約 1.8 メートルでございますので、大会時等はギャラリーとして活用する計画であります。

5 ページは、体育館の立面図であります。

以上で説明を終わりますが、今後、議会の議決を要する工事請負契約案件につきましても、今会期中にご提案を申し上げ、議決をいただきまして、本年度内に着工して進めてまいりたいと考えております。よろしくお願いたします。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

新保議員。

29 番（新保峰孝君）

12 ページの地域プロジェクトモデル事業に関連してお聞きいたします。

（仮称）塩の道交流館整備で体験、あるいは特産品販売、観光案内等、年間を通じての利活用という点について、その場所から考えて大丈夫なのかと。結局スキー場ですので、冬場は結構活用されるかと思うんですが、それ以外の季節を考えた場合に、活用について若干不安が残るんですが、私は、その点については、どのようにお考えか伺いたいんですけども。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

本間総務課長。〔総務企画部次長総務課長 本間政一君登壇〕

総務企画部次長総務課長（本間政一君）

この塩の道の交流館につきましては、この事業の 1 つの目玉だというふうに地元等も認識をしておきまして、根知の資料館がもう少し上の方にあるわけですが、当初、そこを核としたものでどう

かということで論議をしてきましたが、なかなかそこだとかかなり県道から奥に入っておりますし、位置的にも、そういうお客の誘客には向かないのではないかとということで、再三協議をしてきておりました。

その中で、なるべく人の集まる場所がいいんじゃないかということから、今のスキー場の中での「マリンプルー」を活用したいという結論に立ったわけですが、そこでは体験学習、あるいはソバ打ち体験とか、あそこに塩の道、あるいは登山の観光コースの研修をしたり、あるいは特産品の食事の料理教室をしたり、あるいはソバの体験をしたり、いろんな体験に取り組むことで、夏場の行事を盛り込みたいというのが、地元の意向でありましたので、それらをするには、やはり既存の人の集まりやすい場所がいいだろうということで、結論をその位置にさせてもらっておりました。

11月ごろの県の採択から急に方向が変わったもんですから、非常に地元とも協議をしてきておりますが、活性化の利用をどうするかということは、もっともっと突き詰めていかなきゃならんと思っていますが、1つは、あそこに温泉がありますし、スキー場もあるわけですので、それらを一緒に利活用する中での活用を図っていきたいという考えであります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

新保議員。

29番（新保峰孝君）

こういう特産品販売とか案内とか、そういう施設を整備するというだけでなく、年間活用についても検討して考えているんだということですね。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

本間総務課長。〔総務企画部次長総務課長 本間政一君登壇〕

総務企画部次長総務課長（本間政一君）

地元からの事業計画の中では、いろんなメニュー、あるいはいろんな計画を上げてきております。年間を通して、どれぐらいやるかということも上げてきておまして、事業責任者等も設けておりますので、それらの方とまたより詰めていきながら、施設に投資をして整備するわけですので、なるべく多くの方が利用し、また、地域の交流が図れるように、努めていきたいというふうに思っております。

議長（松尾徹郎君）

ほかにございませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

畑野議員。

26番（畑野久一君）

今の関連なんですけど、地域プロジェクトモデル事業、先ほど総務課長の方からも年度末というか、どうも今、新保議員のお話だと秋口に県の方針が急転直下変化したと、こういうようなご説明なんですけど、県がある意味では誘導というか、ぜひこういうのということでやっておりながら、急転直下、この事業が来年度からなくなる、だからやるんだったら今年度と。この姿勢そのものは極めて

おかしいんじゃないかなと思うんです。その辺の背景、それから各市としての対応。これじゃあ今回金をかけて、恐らく根知の人たちはこの事業が基本的に継続されるものとしながら、いろいろご検討されてきたんじゃないかな。この事業がじゃあ19年度からなくなって、地域の皆さんのもくろんでいたものに支障があるのかないのか。この辺等、どのようなご検討をされてきたのか、これが1つ。

2つ目は、この根知のことだけかなと思うんですが、ほかの地域でもこのプロジェクトモデルにかかわるようなことを、県はやれやれやれと息かけてきたんじゃないかと思うんですね。ここへきて、少なくとも我々に経緯経過、丁寧な説明もなくして、はい、19年度からなくなるから、もしやるんだったら緊急にやれと。この姿勢、考え方は、どうも他の地域にも影響があるんじゃないか。この辺のご検討は、それからまた県との協議はどうなっているのか、ここをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

本間総務課長。〔総務企画部次長総務課長 本間政一君登壇〕

総務企画部次長総務課長（本間政一君）

畑野議員ご存じのように、このモデル事業は前甲斐局長のときに、県内でこういうものを取り組んでいきたいということでお話があって、そのころから進めたものでありまして、糸魚川ではこのほかに下早川、あるいは青海の上路、あるいは能生の地域、西海の地域ということで、それぞれ事業を地元の活性化を図るために提案をしていただければ、県でこのモデル事業として取り組んでいこうじゃないかということでの呼びかけで、この事業は上がったということは、畑野議員ご承知のとおりでありまして、それで今年度ですから18年度から、糸魚川の根知地域が、その中で対象になるということで、11月ですか、補助採択をいただいて本格的に取り組んできたわけですが、それらを進めていく中で、県とすればこのモデル補助事業は残っておるわけですが、県全体の中での予算配分が19年度は確保が難しいので、何とか18年度の現計予算があるので、その中で消化できないかということでのお話がありました。

地元としても前倒しになるわけですので非常に苦慮したわけですが、やはり新年度の19年度にいてもし予算がつかなければ、核としたものできないわけでありまして、それならば18年度に何とか事業をしようということで話をし、その中から今年度予算をし、計画すれば、繰り越しで認めていただけるということからこの事業に取りかかったわけでありまして、市といたしましても、やはり県の目玉事業で、特に糸魚川がモデル事業に上がったんじゃないかということで話をしてきましたが、こちらの振興局も知事政策部局と、このことについて話をしてきたようではありますが、なかなか県の全体の予算の中では、新年度に新たなものを、金額を確保するのは難しいという情報から、このような進め方になったものでありまして、やはりほかの地域にもこのことがあるということで、もう既に一部の地区では話をしておりますので、地域振興局にはこういう実態があるということ、あるいは地域振興局みずからも地域での話をしておりますので、何らかの地元にも有利になるようなものを、ぜひ取り組んでいただきたいと思いますということをまた話しながらきているのが実態でありまして、畑野議員ご指摘のように、1つの目玉事業で上げた以上は、やっぱり継続してやっていただいたり、地元にもやりやすいように取り組んでいくのが、筋かなというふうに思っております。

すし、また県振興局を通じて、やはりまた訴えながらいかなければならんというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

畑野議員。

26番（畑野久一君）

2つお聞きしたうちの特に後段の部分になると、今、上程されている議案とのかかわりで、これ以上ここで論議をするのは、ちょっといかがかなということも考えるんですが、一方では今、総務課長がおっしゃったように、前局長が各地区に種をまいて咲かせようと努力して、現実に私たち下早川も具体的に組織をつくり会員を募って、発会式を11月の19日かな、たしか助役さんからも出席していただいたんですね。さあやろうと組織をつくった途端に、もう来年度以降の予算が厳しいということに私は解釈したんですが。

総務課長、ここなんだわ。今の根知の事業については、19年度からという予定をしたけれども、それが非常に厳しいんで、18年度予算の中で前倒しでやる。しかし、19年度以降予定しておいた下早川とかほかのことに対する影響は、ないという解釈でいいんですか。今お聞きしますと、ないようなあるようなその辺が、最初の話だと、もうトップバッターの根知でさえ、19年度以降が大変だということになってくると、2番バッター、3番バッターのところは、相当もう悲観的になるんじゃないか。私もどうも年明けから、そういうのをちょこんちょこんと小耳に挟んどるもんだから、県の局長がかわるごとに政策が変わったんでは、その中へ入ってる市の行政というのは、存在感というのはなくなっちゃうんじゃないかと。地域と県との直接交渉なんていうのは、おのずと限界があるわけですから、もしそういうことが出てきたならばやはり市が中へ入って、もう少し地域住民のせっかく、立ち上がれ、燃え上がられて火をつけといて、ようやくその雰囲気になってきたら足元を払うというのは、いかがなもんかなと。その2つ。

要は、根知のことについては、わかりました。前倒しというか、ある意味では。

しかし、他の地域に影響がありやなしや。それから、今後この種のことに対して、やはり市がもっと中へ入って、しっかりとした県と住民との間の中で、意思の疎通に欠けることのないように働くべきじゃないかと。今回、その辺が極めて欠けていたと私は認識してとるんですが、その2点をお聞かせいただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

お答えいたします。

非常にこの事業に対しては、やはり鳴り物入りであったり、また非常に地元がこれに対して熱意を示していただいている部分があるわけございまして、引き続き私はこの事業は取り組んでいただきたい、県に要望していきたいと思っております。

しかし厳しい状況であるということのも、また情報で聞いているわけございまして、しかし盛り上がった機運というものは、私は消してはならないと思ってるわけございまして、その辺はこれか

らまた県と協議をさせていただきながら、そして市は市としてのまた考え方をどこかでやはり示していきたいと考えておりますので、本日、まだそこまで細かく煮詰まっておりますので、引き続き市といたしましては、この事業は推進していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

畑野議員。

26番（畑野久一君）

最後ですから、一言意見だけ申し上げてやめますが、ご案内のとおり国の農政が担い手中心、あるいはそれができないところは集団営農ということで、あの国の方針をがんがん進めると、中山間地を多く抱えた、高齢者で小規模の農業が結構ある当市に大変な影響を及ぼす。もはや中山間地でやれる人はやれるけれども、それは一握りであって、大半の人たちは農業ができなくなってくる。そうすると、中山間地で雪深いところで頑張っている居住をする意味がなくなってくるんです。これは雪崩を打って中山間地から住民がいなくなってくると。ここにセーフティーネットとして、県がどういう施策をやるか、市がその辺に対してどういう施策をとるかというのが、まさに地方自治に問われている問題だと思っております。

これは私の意見ですから、そういった意味から、市長からありがたいお話をいただいたんですが、ぜひその辺もくんでいただいて、今後の中で生かしていただきたいと。これ若干の私見を申し上げて終わります。

議長（松尾徹郎君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本案については会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略することにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

これより議案第29号、平成18年度糸魚川市一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第 11 . 議案第 2 号から同第 14 号まで、議案第 20 号及び同第 21 号、  
議案第 40 号

議長（松尾徹郎君）

日程第 11、議案第 2 号から同第 14 号まで、議案第 20 号及び同第 21 号、議案第 40 号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明を申し上げます。

議案第 2 号は、市史編さん審議会条例の廃止でありまして、旧糸魚川市の市史の編さん事業が終了したため、条例を廃止したいものであります。

議案第 3 号は、公平委員会設置条例の廃止でありまして、公平委員会の事務を新潟県市町村総合事務組合において共同処理するため公平委員会設置条例を廃止するとともに、関係条例の廃止及び改正を行いたいものであります。

議案第 4 号は、副市長の定数を定める条例の制定についてでありまして、地方自治法の改正に伴い、副市長の定数を定めたいものであります。

議案第 5 号は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでありまして、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整理を行いたいものであります。

議案第 6 号は、行政組織条例の一部改正でありまして、第 64 回国民体育大会の推進に関する所掌を定め、また、権現荘に関する所掌を能生事務所とするため、必要な改正を行いたいものであります。

議案第 7 号は、支所設置条例及び公告式条例の一部改正でありまして、青海事務所の建て替えに伴い所在地が変更になるため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第 8 号は、職員の勤務時間、休暇などに関する条例の一部の改正でありまして、国家公務員の休息時間の廃止に準じ、勤務時間内の休息時間を廃止するため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第 9 号は、市議会の議員その他非常勤勤務の職員の公務災害補償などに関する条例の一部改正でありまして、地方自治法の改正及び障害者自立支援法の施行に伴い、所要の改正を行いたいものであります。

議案第 10 号は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正であ

りまして、地方自治法の改正、公平委員会の事務の新潟県市町村総合事務組合における共同処理及び市史編さん審議会の廃止のため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第 11 号は、一般職員の給与に関する条例の一部改正でありまして、地方自治法の改正に伴い、また、国家公務員の給与制度の改正に準じて、所要の改正を行いたいものであります。

議案第 12 号は、監査委員条例の一部改正でありまして、地方自治法の改正に伴い監査委員の定数規定を削り、また、例月出納検査の実施日及び監査結果の公表方法を変更するため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第 13 号は、表彰条例の一部改正でありまして、地方自治法の改正及び公平委員会の事務を新潟県市町村総合事務組合において共同処理することに伴い、所要の改正を行いたいものであります。

議案第 14 号は、基金条例の一部改正でありまして、親不知ピアパーク施設基金及び公共下水道事業基金を廃止し、また、ふるさと基金及びまちづくり基金の設置目的を変更するため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第 20 号は、辺地に係る総合整備計画の策定についてでありまして、上路辺地の公共的施設を総合的に整備するため、計画を策定したいものであります。

議案第 21 号は、辺地に係る総合整備計画の変更についてでありまして、小滝辺地の公共的施設を総合的に整備するため、計画を変更したいものであります。

議案第 40 号は平成 18 年度の集合支払特別会計の補正予算（第 1 号）でありまして、歳入歳出それぞれ 692 万円を減額し、総額を 5 億 9,599 万円といたしております。

歳出の主なものは、電気料、ガス料及び通信料の減額、並びに下水道料の追加であります。

歳入では、光熱水費振替収入及び通信運搬費振替収入を減額いたしております。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、総務財政常任委員会に付託いたします。

日程第 12 . 議案第 15 号及び同第 16 号、議案第 23 号及び同第 24 号、  
議案第 35 号から同第 39 号まで、議案第 41 号及び同第 42 号

議長（松尾徹郎君）

日程第 12、議案第 15 号及び同第 16 号、議案第 23 号及び同第 24 号、議案第 35 号から同第 39 号まで、議案第 41 号及び同第 42 号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明を申し上げます。

議案第15号は、道路占用料徴収条例の一部改正でありまして、道路法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいものであります。

議案第16号は、ガス供給条例の一部改正でありまして、ガス事業法施行規則の改正に伴い、大口供給対象の規制が緩和されたため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第23号は、市道の廃止についてでありまして、鬼舞公園線の廃止について議会の議決をお願いしたいものであります。

議案第24号は、市道の認定についてでありまして、鬼舞公園線など市道8路線の認定について、議会の議決をお願いいたしたいものであります。

次に、議案第35号は、平成18年度の柵口温泉事業特別会計の補正予算（第1号）でありまして、歳入歳出それぞれ615万円を減額し、総額を2億7,878万円といたしております。

歳出の主なものは、権現荘管理諸費及び権現荘運営費の減額、並びに柵口温泉センター管理費の追加であり、歳入の主なものは、使用料及び手数料の減額、並びに繰入金及び繰越金の追加であります。

議案第36号は、平成18年度の宅地造成事業特別会計の補正予算（第1号）でありまして、歳入歳出それぞれ6,665万円を減額し、総額を2億2,714万円といたしております。

歳出の主なものは、都市計画街路事業等関連代替地事業の減額であり、歳入の主なものは、財産収入の減額及び繰入金の追加をいたしております。

議案第37号は、平成18年度の公共下水道事業特別会計の補正予算（第4号）でありまして、歳入歳出それぞれ1億5,037万円を減額し、総額を34億4,390万円といたしております。

歳出の主なものは、処理場建設費、公共下水道補償工事及び市債償還元金の減額であり、歳入の主なものは、国庫支出金、繰入金及び市債の減額であります。

なお、繰越明許費及び地方債の補正は、それぞれ第2表、第3表のとおりであります。

議案第38号は、平成18年度の集落排水・浄化槽事業特別会計の補正予算（第4号）でありまして、歳入歳出それぞれ6,233万円を減額し、総額を3億2,193万円としております。

歳出の主なものは、浄化槽整備事業の減額であり、歳入の主なものは、国庫支出金、繰入金及び市債の減額であります。

なお、地方債の補正は、第2表のとおりであります。

議案第39号は、平成18年度の簡易水道事業特別会計の補正予算（第4号）でありまして、歳入歳出それぞれ1,205万円を減額し、総額を6億9,870万円といたしております。

歳出の主なものは、営繕事業、水道経年管整備事業、施設更新整備事業及び公債費利子の減額であり、歳入の主なものは、繰入金、諸収入及び市債の減額であります。

なお、地方債の補正は、第2表のとおりであります。

議案第41号は、平成18年度の水道事業会計の補正予算（第2号）でありまして、収益的収入



では、消費税還付金 2 8 6 万円を減額し、総額を 6 億 3 , 9 2 2 万円といたしております。

また、収益的収支では、雑収支 8 0 0 万円を減額し、総額を 4 億 8 , 9 4 0 万円といたしております。

一方、資本的支出では、配水及び給水設備整備費 6 , 0 0 0 万円の減額、及び資産購入費 8 0 0 万円の追加をし、総額を 7 億 9 , 3 1 2 万円といたしております。

議案第 4 2 号は、平成 1 8 年度のガス事業会計の補正予算（第 2 号）でありまして、収益的収入では、消費税還付金 9 6 万円の減額、及び固定資産売却益 6 5 万円の追加をし、総額を 1 1 億 7 , 8 0 7 万円といたしております。

収益的収支では、雑収支 8 0 0 万円を減額し、総額を 1 0 億 9 , 2 8 6 万円といたしております。

一方、資本的収入では、固定資産売却代金 1 5 万円の追加をし、総額を 2 億 5 , 5 6 1 万円といたしております。

また、資本的支出では、供給施設整備費 2 , 0 0 0 万円の減額、及び資産購入費 8 0 0 万円を追加をし、総額 6 億 8 , 3 1 8 万円といたしております。

以上であります、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、建設産業常任委員会に付託いたします。

日程第 1 3 . 議案第 1 7 号から同第 1 9 号まで、議案第 2 8 号、

議案第 3 1 号から同第 3 4 号まで

議長（松尾徹郎君）

日程第 1 3、議案第 1 7 号から同第 1 9 号まで、議案第 2 8 号、議案第 3 1 号から同第 3 4 号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明を申し上げます。

議案第 1 7 号は、デイサービスセンター条例及び老人介護支援センター条例の廃止でありまして、デイサービス事業及び在宅介護支援事業を民間事業者に移行するため、関係条例を廃止したいものであります。

議案第 18 号は、児童デイサービス施設条例の制定でありまして、障害者自立支援法の施行に伴い、現行の障害児通園施設を廃止し、児童デイサービス施設を設置するため、必要な事項を定めたいものであります。

議案第 19 号は、公民館条例の一部改正でありまして、大和川地区公民館の移転に伴い、所在地が変更になるため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第 28 号は、上越地区広域視聴覚教育協議会規約の変更についてであります。同協議会の事務所を移転するため、所要の改正を行いたいものであります。

次に、議案第 31 号は、平成 18 年度の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第 4 号）でありまして、歳入歳出それぞれ 466 万円を追加し、総額を 49 億 840 万円といたしております。

歳出の主なものは、一般管理費の追加及び介護納付金の減額であり、歳入の主なものは国庫支出金の減額、及び繰入金の追加であります。

なお、繰越明許費は、第 2 表のとおりであります。

議案第 32 号は、平成 18 年度の国民健康保険診療所特別会計の補正予算（第 3 号）でありまして、歳入歳出それぞれ 480 万円を減額し、総額を 1 億 2,700 万円といたしております。

歳出の主なものは、医療用消耗品費の減額であり、歳入の主なものは、診療収入及び介護保険収入の減額、並びに繰入金及び繰越金の追加であります。

議案第 33 号は、平成 18 年度の老人保健医療特別会計の補正予算（第 2 号）でありまして、歳入歳出それぞれ 72 万円を減額し、総額を 63 億 2,752 万円といたしております。

歳出では、一般管理事務費を減額し、歳入では、繰入金を減額いたしております。

議案第 34 号は、平成 18 年度の介護保険事業特別会計の補正予算（第 3 号）でありまして、歳入歳出それぞれ 1,813 万円を減額し、総額を 42 億 5,385 万円といたしております。

歳出の主なものは、居宅介護サービス等給付費の追加、及び介護予防サービス等給付費の減額であり、歳入の主なものは、国庫支出金、支払基金交付金、及び繰入金の減額であります。

なお、繰越明許費は、第 2 表のとおりであります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、文教民生常任委員会に付託いたします。

日程第 14 . 議案第 30 号

議長（松尾徹郎君）

日程第 14、議案第 30 号、平成 18 年度糸魚川市一般会計補正予算（第 6 号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明を申し上げます。

議案第30号は、平成18年度の一般会計補正予算（第6号）でありまして、歳入歳出それぞれ7億8,269万円を減額し、総額を293億5,248万円といたしております。

歳出の主なものは、2款、総務費では、基金積立金の追加、8款、土木費では、北陸新幹線沿線道路整備事業の減額、11款、災害復旧費では、現年林道施設災害復旧事業の減額であり、歳入の主なものは、地方交付税の追加、並びに繰入金、諸収入及び市債の減額であります。

なお、繰越明許費の補正及び地方債の補正は、それぞれ第2表、第3表のとおりであります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

付託区分については、お手元に配付してあります議案付託表によりご了承願います。

日程第15．陳情第1号から同第3号まで

議長（松尾徹郎君）

日程第15、陳情第1号から同第3号までを一括議題といたします。

本定例会において本日まで受理した請願、陳情は、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおりであります。

ただいま議題となっております本案については、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の全日程が終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後2時03分 散会

+

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員

+

+

+